

介護保険法施行条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第57号）の概要

1 趣旨

厚生労働省令（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等）が改正され、平成27年4月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正する。

2 内容

(1) 指定通所介護事業所等が実施する介護保険制度外の宿泊サービス等について、厚生労働省令で示された基準を新たに制定し、一部本県独自の基準を新規追加する。

項目	条文	基準の概要
届出の対象となる事業	第102条第4項	・ 通所介護事業所等の部屋に宿泊させる事業 ・ 別棟の建物の部屋等に宿泊させる事業（本県独自の基準）
届出の内容	第102条第4項～第6項	・ 事業開始前の届出 ・ 変更、廃止、休止の届出（本県独自の基準）
サービスの一般原則の準用	第102条第7項	・ 条例第4条に規定する指定居宅サービスの事業の一般原則を、宿泊サービス等を提供するときについて準用する。 （本県独自の基準）
非常災害時用の物資の備蓄	第102条第8項	・ 宿泊サービス等を提供する事業者は、食糧等の備蓄に努めること（本県独自の基準）
事故対応	第111条の2 第112条第2項	・ 事故発生時の報告及び事故対応記録の整備

(2) 指定居宅サービス、指定居宅介護支援等、指定介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び指定介護予防サービスの基準について、厚生労働省令で示された基準のとおり改正する。

(3) 上記の改正に伴い、経過措置により効力を有する旧介護予防通所介護事業所への適用のため附則を改正する。

3 施行期日

平成27年10月16日（公布日と同じ）

ただし、宿泊サービス等の基準については、当該条例に基づく届出の手続き及び改正内容の周知の期間を設けるため、平成27年12月1日施行とする。